

90. 奥多摩の二つの石碑

このところ車に余り乗らないのでバッテリーの充電が心配になり、少し遠出をしようと 22 日奥多摩に出掛けた。同じ出掛けるなら、いつかは見学したいと思っていた二つの石碑「日食供養塔」と「宝暦箱訴事件供養碑」を目差した。往復 75 km の真夏のドライブは炎暑の中だったが、有益な一日だった。猛烈な雷雨の時は幸運にも山菜そばを食べていて、辛うじて回避できた。

奥多摩湖畔の「水と緑のふれあい館」の「石碑の小径」にある「日食供養塔」は、高さ 1 m 強、幅 0.6 m 位か。中央に大きく深い彫りで「日食供養塔」、その上に円があり、右に「寛政十一年(1799)星舎 願主 (名前多数)」、左に「己未十一月吉旦」とある。この供養塔は「奥多摩字大原の恵日山門覚寺」の前にあったものが「出野バス停」付近に移動され、保存展示のために現在地に移転されたという。



日食は勿論、太陽が月によって隠されることにより起こる現象。ふれあい館にあった町誌資料「奥多摩町の民俗」には、「科学的に説明できなかった昔は凶事・変災の前兆と考えられていた。一般庶民の間では疫病がはやるのを天とうさまが代わって病んでくださると考えていた」「天とうさまどうか大きな厄病がはやりませんようにという願いから建立したのではないか」などの記述がある。

また、奥多摩での日食を調べると⁽¹⁾、最大食分として寛政 11 年の前年までの 4 年間 (1795 ~ 1798 年) で 3 回食分が 50 % を越える部分日食が観測され、また天明年間の 1786 年には食分 98.5 % の大変深い部分日食が見られる。寛政年間で最も深い日食が見られたのは、石碑建立翌年の 1800 年 (寛政 12) 4 月の日食で、90 % 以上太陽が月によって隠れたという。

石碑建立前の 4 年間で 3 回も食分が 50 % を越える部分日食があったのが、この珍しい石碑建立の契機になったのは想像に難くないと思った。

宝暦 11 年(1761)の「宝暦箱訴事件供養碑」は奥多摩町大丹波の輪光院にある。案内板には「宝暦箱訴事件大丹波村牢死者供養碑」とあり、「田安家は宝暦 11 年(1761)領内諸村の大幅な年貢増徴を実施。この増税策に対し諸村の農民たちは減免運動に立ち上がり、同 12 年には直接江戸に上り田安家の郡奉行・家老宅に赴き門訴を決行。しかし訴えは退かれ、田安家では首謀者を捕え厳しい吟味を行なった。残された農民たちは幕府評定所への箱訴を二度敢行し、同 13 年に裁許を得た。全面勝訴ではないが領主の増徴策の後退に成功し、歴史的意義は大きかった。石碑は吟味中に牢死した大丹波年番地主七郎右衛門、年番組頭長兵衛、百姓政右衛門の供養碑で、3 人の死後間もない時期に輪光院境内に建立された」(概要)との説明がある。

案内板の記述では「宝暦箱訴事件」の全体像は解りづらいので少し補足したい⁽²⁾。

事件の発端は宝暦 11 年 4 月、田安家の郡奉行竹内勘左衛門らの青梅地方の村々巡回であった。それは年貢の増徴を目的にしたものだった。前年に明和 3 年(1766)まで 7 年間 2 % の増の「定免」が決まっていたのに、とんでもない増税が課せられた。日影和田村の例では米で 56 % 以上にも及ぶ増税だった。これに対し連判状をもって団結の意志を固め、訴訟 19 ヶ村は 8 月に「増永諸運上赦免願」を田安代官所に提出した。このとき惣百姓達はくじ引きで代表を決めたという。

代官所は一応受理するも、「地押分間絵図」^{じおしぶんげん}をつくり、村の状況を再見分してもらいたい旨の願を差し出せと言い渡した。絵図を百姓達が作れないことを知りながらの無理難題の押しつけだった。翌 12 年 2 月、絵図が提出されないことで代表らは処分されたりし、増永赦免願を取下げざるを得なくなった。

その後、再度赦免願を今度は代官の上の郡奉行に提出しようとしたが郡奉行は受理を拒否した。このとき惣百姓は残らず出府したといい、19 ヶ村全ての惣百姓だと 2,000 名以上の一大示威行

動だったろうという。

郡奉行から門前払いをうけると、今度は3月に田安家の家老山本筑前守へ越訴したが、これもうまく行かず、それどころか代官所から呼出された村役人らの中には手鎖や宿預けの処分を受けた者もいた。この頃から百姓も村役人も一体となり行動しはじめている。

このような中で入牢や拷問が発生し事態は切迫してきた。4月にはまだら峰（大久野村）に多くの百姓たちが集まり対応を話し合った。そして閏4月21日、村々は一大決心し、遂に10代將軍家治に「箱訴」を決行した。箱訴とは目安箱へ訴状を投函すること。都合9回もの箱訴を行っているが、毎回田安代官所から強い圧力が掛り、事はうまく運ばなかった。1回目は閏4月21日、目安箱は休みで南町奉行預けとなるが南町奉行から田安家に情報が洩れたのか「箱訴はけしからん」と箱訴人は捕えられてしまう。2回目は5月2日、箱訴人2名は増永運上を承知せよと田安代官所から圧力を受ける。3回目は5月21日、評定所(最高裁)まで発展したが田安家の調べが未決着なのに直接將軍に何度も行う箱訴を非難され、訴状を目前で焼き捨てられる。

4回目は7月2日、5回目は7月21日、6回目は8月2日、7回目は8月11日、8回目は8月21日、この間も理不尽な対応が続く。最後の9回目は9月2日で9月14日勘定奉行一色安芸守役所で吟味が始まり年末まで続く。そして宝暦13年(1763)8月13日、西多摩・高麗両郡19ヶ村の農民に勘定奉行から次の判決が出た(大丹波の供養碑の3名は吟味中牢死に含まれる)。

所払(在所からの追放) 8名(但し吟味中牢死6名)
軽追放(田畑没収含む) 1名(但し吟味中牢死)
役儀取上・手鎖(50日) 4名
手鎖(50日及び30日) 114名(但し吟味中牢死4名)
急度御叱、御叱(最も軽い刑) 11名
御構なし 38名(但し吟味中牢死1名)



判決を言い渡された者は都合176名であった。そして増永運上赦免願に対する判決は、「御沙汰に及ばれず」ということで、御赦免になったということではなく、なんと「田安役所で決めたとおりに年貢を納める」ことだったという。獲得したものは、鮎と樹木の運上御免だけであった。

無念な判決後の和田家文書「御裁許御書付并訴状之記」の末尾には、「右記録の書面、当村の外、他に見する事致すべからず。後々に至り是を好しと思ふべからず。若し、好しと思わば、必ずあやまちと成りもやせん。穴賢あなかしことあるという。

一方、郡奉行の処分も行われた。『徳川実紀』の「浚明院殿(家治の諡号)御実紀」の中の宝暦13年8月2日の条に「この日田安郡奉行竹内勘左衛門繁久廩禄を召放たる。これは去る辛巳(宝暦11)年田安の封境を行めぐりしとき。農民に過分の課金を押せめをして責はたりければ。その村々の農民これにもうすふみ応ぜず。四谷の別邸(田安家の下屋敷)に群聚して訴へなげき。評定所の目安箱にも申文を投じ。上裁を請ふによりて罪を得たり」とあり、竹内勘左衛門は職を失った(「去る辛巳年」の状況は、既述の「一大示威行動」の際のことを指している)。

事件は理不尽な増税したたに強かに抵抗し犠牲者も出したが、殆ど解決しなかった。納税の厳しさと、一揆等の訴えが如何に苛酷な結果になるかを示している。田安家の財政が苦しくなる中とはいえ、郡奉行等が取った行動は点数稼ぎと保身から出たもので、その根は怯懦きょうだによるものだろう。それにしても、当時の田安家当主、歌人でもあった徳川宗武(吉宗三男)はこの大騒動の中をどう過ごし、何を考えていたのだろうか。何の情報もないが不思議なことだ。

参考文献

(1) FAS 府中天文同好会ホームページ

(2) 『青梅市史 上巻』(平成7年)の「宝暦箱訴事件」の項

(2024年7月30日)